

条件入力

都道府県名	徳島
会社名	株式会社 ABC測量設計
会社名ふりがな	かぶしきがいしゃ えーびーしーそくりょうせつけい
会社略名	(株)ABC測量設計
本店郵便番号	771-9999
本店住所	徳島県A市B町C丁目1番地
本店電話番号	088-999-9999

測量業以外の業務	飲食業、販売業
----------	---------

営業所の数	1
-------	---

その他営業所名 1	B営業所
営業所郵便番号	771-8888
営業所住所	徳島県B市C町D丁目2番地
営業所電話番号	088-888-8888

その他営業所名 2	
営業所郵便番号	
営業所住所	
営業所電話番号	

会社資本金	10,000,000
-------	------------

正本及び写しの別 0

主に請け負う測量の種類

0	三角測量
0	多角測量
0	水準測量
1	地形測量

0	空中写真撮影
0	空中写真図化
0	地図の調製
0	その他の測量

営業所が3店舗以上ある場合は「3」の営業所欄に直接入力してください。

申請年月日	平成 15 年 1 月 8 日
会社設立年月日	平成 14 年 12 月 10 日
会社決算期間	自 平成 14 年 12 月 10 日
	至 平成 年 月 日
消費税方式	0

役員欄

1	役職名 1	代表取締役
	氏名 1	測量太郎
	氏名ふりがな 1	そくりょうたろう

2	役職名 2	取締役
	氏名 2	調査一郎
	氏名ふりがな 2	ちょうさいちろう

3	役職名 3	取締役
	氏名 3	設計次郎
	氏名ふりがな 3	せっけいじろう

4	役職名 4	監査役
	氏名 4	現場一徹
	氏名ふりがな 4	げんばいってつ

5	役職名 5	
	氏名 5	
	氏名ふりがな 5	

6	役職名 6	
	氏名 6	
	氏名ふりがな 6	

7	役職名 7	
	氏名 7	
	氏名ふりがな 7	

貸借対照表、損益計算書、利益処分は税務署に提出したものを直接入力する。

「23、25」の使用人数、測量士の数、測量士の氏名、登録番号は直接入力する。

「1、4、22、24、25」には会社印を押す。

役員数は7名までしか入力できません。それ以上は直接入力になります。

正

(徳島) 都・道・府・県

測量業者登録申請書 (第一面)

× 登録番号	登録第	号	× 登録年月日	平成	年	月	日	登録
測量法第55条の2の規定により測量業者としての登録の申請をします。								
平成 15 年 1 月 8 日								
申請者 株式会社 ABC測量設計 印								
代表取締役 測量太郎								
国土交通大臣 殿								
申請の区分			新規登録	更新登録				
ふりがな 商号又は名称		かぶしきがいしゃ えーびーしーそくりょうせつけい 株式会社 ABC測量設計						
資本又は出資の額		10,000,000 円						
業務を執行する社員、 役員 [取締役又はこれらに準] の氏名及び役名 ずる者			申請時 の登録	登録第	号			
ふりがな 氏名		役名	平成	年	月	日	登録	
そくりょうたろう 測量太郎		代表取締役	収入印紙					
ちょうさいちろう 調査一郎		取締役	(消印してはならない)					
せつけいじろう 設計次郎		取締役						
げんばいってつ 現場一徹		監査役						

記載要領

- 1 ×印欄は記載しないこと。
- 2 申請の区分欄は、該当する文字を で囲むこと。
- 3 資本又は出資の額、役員の名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

(第二面)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

別 紙

主として請け負う測量の種類		
1 三角測量	5 空中写真撮影	
2 多角測量	6 空中写真図化	
3 水準測量	7 地図の調製	
地形測量及び平面測量 (空中写真によるものを除く。)	8 その他の測量	
営業所		測量業以外に行っている営業の種類
名称	所在地	
(主たる営業所)		飲食業、販売業
(株)ABC測量設計	771-9999 徳島県A市B町C丁目1番地 088-999-9999	
(その他の営業所)		
B営業所	771-8888 徳島県B市C町D丁目2番地 088-888-8888	
計 2 箇所		

記載要領

- 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
- 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

現行定款に相違ないことを誓約する。

平成 15 年 1 月 8 日

株式会社 ABC 測量設計 印

代表取締役 測量太郎

営業経歴書

注文者名	測量名	測量地域	請負代金額 の 額	着手年月	完成年月
			千円		
測の実績がないので記載できない。					
営 業 の 沿 革					
創 業	株式会社 ABC 測量設計 設立資本金 10,000,000 円			H 14 年 12 月 10 日	
創 業 後 の 沿 革				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

記載要領

- 1 本表は、直前五年間に完成した主な測量について記載すること。
- 2 下請測量については、注文者欄には、直接注文をした元請者を記載し、測量名欄には、下請測量の名称を記載すること。
- 3 測量名欄は、測量の目的及び方法が分かるように記載すること。
- 4 測量地域欄は、都道府県市町村名をもって記載すること。
- 5 創業欄は、創業時の営業内容の概略を記載すること。
- 6 創業後の沿革欄は、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号若しくは名称の変更又は資本若しくは出資の変更を記載すること。
- 7 新たに事業を営もうとする者は、創業欄にその旨を記載すること。

添付書類（口）（法第55条の3第2号）

直前二年の各事業年度における測量実施金額

事業年度	区 分	基本測量及 び公共測量	その他の 測 量	計	元請・下請 別の内訳	
					元請	下請
第 年 月 日		千円	千円	千円	元請	千円
自 平成 年 月 日		測量の実績がないので記載できない。				
至 平成 年 月 日					下請	
第 年 月 日					元請	千円
自 平成 年 月 日					下請	
至 平成 年 月 日					元請	千円
自 平成 年 月 日					下請	
至 平成 年 月 日					元請	千円
自 平成 年 月 日					下請	

記 載 要 領

- 1 本表は、完成した測量の請負代金の額を記載すること。
- 2 「元請」とは、測量業者以外の者から測量業務を受注した場合をいい、「下請」とは、他の測量業者から測量業務を受注した場合をいう。

貸 借 対 照 表

平成 14 年 12 月 10 日現在

（会社名） 株式会社 ABC 測量設計

資 産 の 部

流動資産	千円
現金預金
受取手形
完成測量未入金
有価証券
親会社株式
未成測量支出金
材料貯蔵品
短期貸付金
前払費用
未収収益
その他流動資産
貸倒引当金
流動資産合計

固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	
減価償却累計額	_____
機械・運搬具	
減価償却累計額	_____
工具器具・備品	
減価償却累計額	_____
土地	
建設仮勘定	
その他有形固定資産	
減価償却累計額	_____	_____
有形固定資産計	

(2) 無形固定資産

特許権	
実用新案権	
著作権	
借地権	
その他無形固定資産		_____
無形固定資産計	

(3) 投 資 等

投資有価証券
子会社株式・子会社出資金
長期貸付金
長期前払費用
その他投資等
貸倒引当金	_____
投資等計	_____
固定資産合計

繰 延 資 産

創立費
開業費
新株発行費
社債発行費
社債発行差金
開発費
試験研究費
建設利息	_____
繰延資産合計	_____
資産合計	=====

負債の部

流動負債

支払手形
測量未払金
短期借入金
未払金
未払費用
未成測量受入金
預り金
前受収益
賞与引当金
法人税等充当金
修繕引当金
完成測量補償引当金
その他流動負債
流動負債合計

固定負債

社債
転換社債
新株引受権付社債
長期借入金
退職給与引当金
その他固定負債
固定負債合計
負債合計

資 本 の 部

資 本 金
新株式払込金(新株式申込証拠金)
法 定 準 備 金	
資 本 準 備 金
利 益 準 備 金	_____
法 定 準 備 金 合 計
剰余金(欠損金)	
任 意 積 立 金	
... 準 備 金
... 積 立 金
別 途 積 立 金	_____
任 意 積 立 金 計
当期末処分利益(当期末処理損失)
〔当期利益(当期損失)〕	_____ { } _____
その他の剰余金	
その他の剰余金合計	_____
剰余金合計(欠損金合計)	_____
自己株式	_____
資 本 合 計	_____
負 債 資 本 合 計	=====

注

- 1 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法、消費税に相当する額の会計処理の方法その他の重要な会計方針
- 2 記載方法の変更の内容及びその変更による増減額
- 3 子会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- 4 支配株主に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- 5 取締役又は監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務
- 6 時価が取得価額又は製作価額より著しく低い重要な流動資産で取得価額又は製作価額を付したものの
- 7 時価が取得価額より著しく低い重要な株式(取引所の相場のあるものに限る。)で取得価額を付したものの
- 8 時価が取得価額より著しく低い重要な社債(取引所の相場のあるものに限る。)で取得価額を付したものの
- 9 固定資産の償却年数及び残存価額の変更
- 10 商法第 290条第 1 項第 4 号に規定する超過額
- 11 担保に供している資産
- 12 保証債務額、受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高
- 13 商法第 287条ノ2に規定する引当金で流動負債の部及び固定負債の部に記載したもの
- 14 重要な外貨建資産・負債
- 15 一株当たりの「当期利益(当期損失)」
- 16 その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

記載要領

- 1 貸借対照表は、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目又は部の名称の記載を要しない。
- 5 一つの部に属する科目の掲載が「その他... ..」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 測量業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の 100分の 1 以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 「その他流動資産」、「その他有形固定資産」、「その他無形固定資産」又は「その他投資等」に属する資産でその金額が資産の総額の 100分の 1 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 8 記載要領 6 及び 7 は、負債の部の記載に準用する。

- 9 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「実用新案権」及び「借地権」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ「その他流動資産」、「その他無形固定資産」に含めて記載することができる。
- 10 記載要領9は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」及び「前受収益」の表示に準用する。
- 11 「子会社株式・子会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「子会社株式」又は「子会社出資金」として記載すること。
- 12 「その他の剰余金」については、その内容を示す適当な科目に細分して記載すること。
- 13 注は、他の適当な箇所に記載することができる。
- 14 特定の科目に関連する注については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。
- 15 商法第285条ノ2第1項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、注1の記載を要しない。
- 16 会計方針を変更した場合においては、その旨及びその変更による増減額を注1に併せて記載すること。
- ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるにおいては、その旨は又は変更による増減額の記載を要しない。
- 17 注1において「消費税に相当する額の会計処理の方法」は、税抜方式(消費税法第30条第1項に規定する課税標準額に対する消費税額及び同法第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額(以下「課税標準額に対する消費税額等」という。)をこれらに係る取引の対価と区分する方式をいう。)及び税込方式(課税標準額に対する消費税額等をこれらに係る取引の対価と区分しない方式をいう。)のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
- 18 軽微な変更については、注2及び9の記載を要しない。
- 19 注3から5までにおいては総額を記載するものとし、子会社別、支配株主別又は取締役若しくは監査役別の金額は記載することを要しない。
- 20 注3において「子会社」とは、商法第221条ノ2第1項及び第3項の子会社をいう。
- 21 注4において「支配株主」とは、総株主の議決権の過半数を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。
- 22 重要な係争事件に係る損害賠償義務等で負債の部に計上しないものは、注12に併せて記載すること。
- 23 修繕引当金は、注13に記載すること。
- 24 注14は、外貨建ての資産又は負債について取得日又は発生日おける為替相場により円換算した金額が計上されており、かつ、為替相場の変動により多額の損失が発生するおそれのある場合にのみ記載すること。
- ただし、為替予約等により当該損失発生危険を担保する手段を講じている場合においては、この限りでない。
- 25 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付すことができる。
- 26 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第22条第1項に規定する株式会社については、注10を除き注の記載を要しない。

損益計算書

自平成 年 月 日現在
至平成 年 月 日現在

(会社名) 株式会社 ABC測量設計

経常損益の部

営業損益 第1期決算期末到来のため記載できない。

(1) 売上高

完成測量高

兼業事業売上高
.....

(2) 売上原価

完成測量原価

兼業事業売上原価
.....

売上総利益(売上総損失)

完成測量総利益(完成測量総損失)

兼業事業総利益(兼業事業総損失)
.....

(3) 販売費及び一般管理費

役員報酬

給料手当

退職金

法定福利費

通勤費

雑給

福利厚生費

第 1 期決算期末到来のため記載できない。

旅 費 交 通 費	
車 両 費	
通 信 運 搬 費	
消 耗 品 費	
備 品 費	
函 書 費	
地 代 家 賃	
水 道 光 熱 費	
修 繕 維 持 費	
保 險 料	
賃 借 料	
交 際 費	
会 議 費	
寄 付 金	
会 費	
広 告 宣 伝 費	
租 税 公 課	
手 数 料	
研 究 費	
減 価 償 却 費	
営 業 債 権 貸 倒 償 却	
試 験 研 究 費 償 却	
開 発 費 償 却	
雑 費	
営 業 利 益 (営 業 損 失)

営業外損益 第1期決算期末到来のため記載できない。

(1) 営業外収益

受取利息配当金	
その他営業外収益	_____

(2) 営業外費用

支払利息割引料	
その他営業外費用	_____	_____
経常利益 (経常損失)		=====

特別損益の部

特別利益

前期損益修正益	
その他特別利益	_____

特別損失

前期損益修正損	
その他特別損失	_____	_____
税引前当期利益 (税引前当期損失)	
法人税等充当額		_____
当期利益 (当期損失)		=====
前期繰越利益 (前期繰越損失)	
・・・準備金取崩額	
・・・積立金取崩額	
利益準備金減少額	
中間配当額	
利益準備金積立額		_____
当期末処分利益 (当期末処理損失)		=====

注

- 1 測量進行基準の採用その他の重要な会計方針及び測量進行基準を採用した場合においては当該基準による「完成測量高」
- 2 記載方法の変更の内容及びその変更による増減額
- 3 「売上高」のうち子会社に対する部分及び支配株主に対する部分
- 4 「売上原価」のうち子会社からの仕入高及び支配株主からの仕入高
- 5 その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

記載要領

- 1 損益計算書は、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目又は部の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、測量業以外の事業を併せて営む場合における当該測量業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、「その他営業外収益」に属する収益及び「その他営業外費用」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額がきん少である場合においては、「その他特別利益」に含めて記載することができる。
- 9 「その他特別利益」で金額がきん少でないものについては、当該利益を明示する科目をもって記載すること。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他特別利益」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は、「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は「その他特別損失」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用する。
- 12 「利益準備金積立額」は、商法第288条に規定する中間配当に伴う積立額を記載すること。
- 13 注は、他の適当な箇所に記載することができる。
- 14 特定の科目に関連する注については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。
- 15 採用が原則とされている会計方針については、注1の記載を要しない。
- 16 会計方針を変更した場合においては、その旨及びその変更による増減額を注1に併せて記載すること。
ただし、その変更又は変更による影響が軽微である場合においては、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
- 17 軽微な変更については、注2の記載を要しない。
- 18 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付すことができる。
- 19 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第22条第1項に規定する株式会社については、注の記載を要しない。

完成測量原価報告書

自 平成 年 月 日現在
至 平成 年 月 日現在

(会社名) 株式会社 ABC測量設計

人 件 費 第1期決算期末到来のため記載できない。 千円

給 料 手 当

.....

退 職 金

.....

法 定 福 利 費

.....

通 勤 費

.....

雑 給

.....

人 件 費 計

.....

外 注 費

測 量 外 注 費

.....

外 注 加 工 費

.....

外 注 費 計

.....

材 料 費

.....

経 費

福 利 厚 生 費

.....

旅 費 交 通 費

.....

機 械 等 経 費

.....

車 両 費

.....

第 1 期決算期末到来のため記載できない。

通 信 運 搬 費	
消 耗 品 費	
備 品 費	
図 書 費	
地 代 家 賃	
水 道 光 熱 費	
修 繕 維 持 費	
保 險 料	
賃 借 料	
交 際 費	
会 議 費	
租 税 公 課	
運 航 関 係 費	
研 究 費	
補 償 費	
減 価 償 却 費	
雑 費	
経 費 計
完成測量原価		=====

記 載 要 領

「雑費」に属する費用で「経費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

利益処分（損失処理）

平成 年 月 日現在

（会社名）株式会社 ABC 測量設計

第 1 期決算期末到来のため記載できない。 千円

当期末処分利益（当期末処理損失）

任意積立金取崩額

・・・準備金取崩額

・・・積立金取崩額

別途積立金取崩額 _____

合 計

利益処分数額

利益準備金

株主配当金（一株につき 円 銭）

役員賞与金

任意積立金

・・・準備金

・・・積立金

別途積立金 _____

第 1 期決算期末到来のため記載できない。

(損失処理額)

(任意積立金取崩額)

(・ ・ ・ 準備金取崩額)

(・ ・ ・ 積立金取崩額)

(別途積立金取崩額)

(法定準備金取崩額)

(利益準備金取崩額)

(資本準備金取崩額)

次期繰越利益 (次期繰越損失)

注 中間配当を実施した場合においては、実施年月日並びに中間配当額及び一株当たりの配当額

記 載 要 領

- 1 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 2 損失処理は、「当期末処理損失」がある場合において「任意積立金」の取崩しにより配当その他の利益処分が行われないうちに作成すること。
- 3 「・・・準備金取崩額」は、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金以外の租税特別措置法上の準備金で「任意積立金」に積み立てたものの目的外取崩額を記載すること。
- 4 配当金の金額については、その全部が商法第 293 条ノ 2 の規定による株式配当によるものである場合においてはその旨を、その一部が株式配当によるものである場合においてはその旨及びその金額を配当金の内書きとして付記すること。
- 5 「任意積立金」については、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。
なお、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金以外の租税特別措置法上の準備金の積立額については、「・・・準基金」として記載すること。

所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

第1期決算期末到来のため添付できない。

(会社名) 株式会社 ABC 測量設計
代表取締役 測量太郎 印

添付書類（ホ）（法第55条の3第4号）

使用人数

区分	技術関係使用人				事務関係 使用人	計
	測量士	測量士補	その他	計		
役員兼務の 使用人	2		2	4		(4) 4
その他の 使用人	2	1	3	6	1	(10) 7

記載要領

使用人には、雇用期間を限定して雇用された者及び測量業以外の事業を併せて営む場合における当該測量業以外の事業に従事する者を含めないこと。

営業所ごとの測量士・測量士補の数

営業所名	測量士	測量士補	計
(株)ABC測量設計	3	1	4
B営業所	1		1
計	4	1	5

添付書類（へ）（法第55条の3第5号）

誓 約 書

- (1) 登録申請者
- (2) 登録申請者の役員
- ~~(3) 登録申請者の法定代理人~~

が測量法第55条の6第1項から第5号までの各号に該当しないことを誓約します。

平成 15年 1月 8日

登録申請者 株式会社 ABC測量設計 印
代表取締役 測量太郎

国土交通大臣 殿

記 載 要 領

「(2)登録申請者の役員」及び「(3)登録申請者の法定代理人」については、不要のものを消すこと。

添付書類（ト）（法第55条の3第6号）

誓 約 書

測量法第55の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

平成 15年 1月 8日

登録申請者 株式会社 ABC測量設計 印

代表取締役 測量太郎

国土交通大臣 殿

記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営業所名	測量士の氏名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日
(株)ABC測量設	事務花子	H3-5678	平成3年12月24日
〃	計算四郎	H12-9999	平成12年9月4日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営業所名	測量業者の氏名（測量業者が法人である場合においては、測量士である役員の氏名及び役名）	測量士の登録番号	測量士の登録年月日
(株)ABC測量設計	代表取締役 測量太郎	H2-1234	平成2年5月1日
B営業所	取締役 設計次郎	H4-2222	平成4年3月10日